

キャッシュカード規定（個人用）

1.（カードの利用）

普通預金（総合口座取引、利息のつかない普通預金およびカードローン契約の普通預金を含みます。以下同じです。）および貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、預入れ・払戻し・振込・振替（カードローン借入金の入金および出金を含みます。以下、同じです。）および残高照会・通帳記入などの取引が可能な機器（以下、「自動機」といいます。）を使用して、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫および当金庫が自動機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、これらを「預入提携先」といいます。）の自動機を使用して普通預金または貯蓄預金（以下、これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合
- (2) 当金庫および当金庫が自動機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、「支払提携先」といいます。）の自動機を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫および当金庫が自動機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下、「振込提携先」といいます。なお、以下、「提携先」という場合は、振込提携先を含みます。）の自動機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) 当金庫および提携先の自動機を使用して預金の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合

2.（自動機による預金の預入れ）

- (1) 自動機を使用して預金の預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 自動機による預入れは、自動機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3.（自動機による預金の払戻し）

- (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻しは、自動機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、別にお知らせした当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、別にお知らせした当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の自動機による1日あたりの払戻金額について、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 当金庫および支払提携先の自動機による1日あたりの払戻回数について、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた

場合には、その届出の回数の範囲内とします。

- (5) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座およびカードローン取引の普通預金については、当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、その払戻しはできません。

4.（自動機による振込）

- (1) 自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出の必要はありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、別にお知らせした当金庫または振込提携先所定の金額範囲内とします。
なお、1日あたりの振込は、別にお知らせした当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の自動機による1日あたりの振込について、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

5.（自動機利用手数料等）

- (1) 自動機を使用して預金の預入れまたは預金の払戻しをする場合には、別にお知らせした当金庫および提携先所定の自動機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当金庫から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

6.（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）

- (1) 代理人（本人と生計をともにする親族1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名・暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。
ただし、カードローン契約口座については、代理人カードの発行はいたしません。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

7.（自動機専用通帳、取引明細票の交付）

- (1) カードの発行と同時に「現金自動預金支払機専用通帳」を発行します。
- (2) カードによるお取引の都度、その内容を記載した「お取引明細票」をお渡ししますので、前記専用通帳に綴り込んで保管してください。

8.（自動機が故障時等の取扱い）

- (1) 停電、故障等により自動機による預入れができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金の預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により自動機による支払いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前二項による預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票または払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前二項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (5) 当金庫および提携先の自動機等が停電、故障等の場合は、取扱いを一時停止することがあります。

9. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫または提携信用金庫の自動機で使用された場合、または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。預入れまたは払戻した金額とは別に、自動機利用手数料金額および振込手数料金額はその金額をもって通帳に記入します。

なお、未記帳取引が120件を超えますとカードによるお取引や自動口座振替のお取引等もできなくなります。

10. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合は、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を速やかに当金庫に提出してください。

11. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合、または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

12. (盗難カードによる払戻し等)

(1) カードの盗難により他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①カードの盗難に気づいてからすみやかに当金庫への通知が行われていること
- ②当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前二項の規定は、第 1 項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合は、適用されないものとします。

(4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。

- ①当該払出しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合
 - a. 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
 - b. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - c. 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重大な事項について偽りの説明を行った場合
- ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随してカードが盗難にあった場合

13. (カードの紛失、届出事項の変更等)

(1) カードを紛失した場合は、直ちに本人から書面によって当金庫に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 前項の届出の前に、カードを紛失した旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。

なお、この場合にもすみやかに書面によって当金庫に届出てください。

(3) 氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項の変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

(4) 暗証番号は、第 3 項によるほか、当金庫所定の自動機を使用して変更することができます。自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を入力してください。この場合は、第 3 項による届出の必要はありません。

(5) 自動機による 1 日の現金支払限度額を別にお知らせした当金庫所定の金額以下に引下げの場合は、第 3 項によるほか、当金庫所定の自動機を使用して変更することができます。自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を入力してください。この場合は、第 3 項による届出の必要はありません。ただし、別にお知らせした当金庫所定の金額以上に引上げる場合やいったん引下げした 1 日の現金支払限度額を再度引上げる場合は、第 3 項により届出てください。

14. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

15. (自動機への誤入力等)

(1) 自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、提携先の自動機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

(2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

16. (カードローン契約口座のカードの期限)

(1) カードの期限は、カードローン契約の期限と同一とする。

(2) カードローン契約が延長された場合には、カードは継続して使用することができます。

(3) カードローン契約に定める当金庫との約定によりカードローン契約が終了した場合には、使用中のカードはカードの期限にかかわらず無効とします。

17. (解約、カードの利用停止等)

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

(2) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①18 条に定める規定に違反した場合

②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合

- ③カードの偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合
- (2) 次の各号に一にでも該当し、カードを継続使用することが不適切である場合には、当金庫は預金口座契約者に通知することによりこのカード利用を解約することができるものとします。
- ①預金口座契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金口座契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他前これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有すること
- ③預金口座契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E その他前AからDに準ずる行為

18. (譲渡・質入れ等の禁止)

カードの譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

19. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫預金等共通規定、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

20. (規定の変更)

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3)前二項による変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
令和2年4月1日改正